

奈良市利用者支援事業（基本型）実施要領

（目的）

第1条 奈良市利用者支援事業（基本型）（以下「本事業」という。）は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的に実施する。

（実施主体）

第2条 実施主体は、奈良市とする。なお、市が認めた者（以下「実施団体」という。）へ委託等を行うことができる。

（事業の内容）

第3条 子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

（実施方法）

第4条 実施方法は、次のとおりとする。

（1）実施場所

利用者が日常的に利用できる身近な場所で、かつ、相談機能を有する施設又は市の窓口等で主として実施する。

（2）職員の配置等

① 職員の要件

以下の（ア）及び（イ）を満たさなければならない。

（ア）「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付雇児発0521第18号）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下、「子育て支援員研修事業実施要綱」という。）別表1に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修（以下、「基本研修」という。）及び別表2－2の1に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」に規定する内容の研修を修了していること。ただし、事業を実施する必要があるが、「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める研修をすぐに実施できないなどやむを得ない場合には、事業に従事し始めた後に適宜受講することとする。また、「子育て支援員研修事業実施要綱」5の（3）のアの（エ）に該当する者については、基本研修を免除することができる。

（イ）相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市長が認めた事業や業務について、以下に掲げる実務経験の期間を有すること。

（a）保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者の場合 1年

(b) (a) 以外の者の場合 3年

② 職員の配置

実施場所に専任職員(以下「職員」という。)を配置するものとする。

(3) 業務内容

ア 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施することとする。

イ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めることとする。

ウ 利用者支援事業の実施に当たり、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報について、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス対象者に周知を図るものとする。

エ その他利用者支援事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。

(連絡調整会議の設置)

第5条 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(特定型)、利用者支援事業(母子保健型)等と連携を深め、サービス情報の共有、情報提供方法の検討、サービス利用への支援のあり方等について情報交換を行い、事業の円滑な運営を図るため、連絡調整会議を設置する。

(実施時間等)

第6条 実施時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。なお、委託等により実施する場合は、その都度仕様書等で定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、実施時間及び実施日を変更することができるものとする。

(関係機関との連携)

第7条 教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関と連携を密にし、利用者支援事業を円滑かつ効果的に実施するものとする。

(重層的支援体制整備事業における連携)

第8条 関係機関間の連携や協働を強化し市全体の包括的な支援体制の構築を進めるため、市又は実施団体は、個別の支援機関としての対応に加えて、市が開催する支援会議において困難事例の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における支援機関間の役割分担を整理した上で対応するなど、各種支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとす

る。

2 市又は実施団体は、重層的支援体制整備事業により構築される地域のネットワークとの連携を通じて、より充実した地域支援ネットワークの構築に努めるものとする。

(研修の受講)

第9条 職員は、本事業の実施に必要となる知識や技能等を修得するための研修を受講し、その資質の向上を図るものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、その都度定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。